

## 国際的なサステナビリティ情報開示の動向 ～IFRS財団によるISSB設立～

2021年11月、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)の開催期間中に、IFRS財団から、国際会計基準審議会(IASB)と並ぶ新たな組織として、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)を設立することが正式に公表された。これまで、サステナビリティ情報開示については統一的な基準がなく、様々な基準やフレームワークが乱立している状態だった。しかし、近年、サステナビリティ情報が投資意思決定においても考慮されることが増えており、比較可能性等の観点から統一的な基準を求める声が高まってきていた。そうした状況の中で、2020年9月にIFRS財団が国際的なサステナビリティ基準の必要性や財団の役割に関して、「サステナビリティ報告に関するコンサルテーションペーパー」<sup>※1</sup>を公表した。そのコンサルテーションペーパーに対する反応や証券監督者国際機構(IOSCO)及びG20からの要請も踏まえて、今回のISSB設立に至った。今後ISSBでは、2022年6月に気候変動に関する開示基準を公表することを目指し、作業を進めることになる<sup>※2</sup>。

本稿は、IFRS財団の動きに焦点を当て、ISSBの組織の概要及び2021年11月に公表されたサステナビリティ開示に関する2つのプロトタイプについて解説する。

※1 IFRS財団ウェブサイト

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/sustainability-reporting/consultation-paper-on-sustainability-reporting.pdf> 参照

※2 IOSCO「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」(2021年6月)

## 1

## ISSBの組織概要

2021年11月に、ISSBはIFRS財団のガバナンス構造の下に、IASBと並列の形で設置されることが決まった。IASBがIFRS会計基準を開発するのに対し、ISSBはIFRSサステナビリティ開示基準の開発を担っていくこととなる<sup>※3</sup>。

ISSB設立の公表と同時に、IFRS財団の組織に関して、もう1つ大きなニュースが発表された。気候変動開示基準委員会(CDSB)及び価値報告財団(VRF)がIFRS財団に統合される、ということが発表されたのである。CDSBは、環境及び気候に関する企業情報開示の標準化を目指し、これまで気候変動開示フレームワークの開発に加えて、水や生物多様性等の自然資本に関する開示フレームワークを提案してきた。一方、VRFは、国際統合報告評議会(IIRC)とサステナビリティ会計基準審議会(SASB)が合併し2021年より始動した組織である。IIRCは、「国際統合報告フレームワーク」を開発・普及する組織であり、SASBは、将来的な財務的インパクトが高いと想定されるサステナビリティ情報に焦点を当てたSASBスタンダードを提供しており、11セクター77業種それぞれに対してサステナビリティ関連指標を提示している。このように、サステナビリティ情報開示に関する深い知識と経験を有するCDSBとVRFがIFRS財団に統合されることにより、高品質な開示基準の作成が迅速に進むことが期待される。加えて、IIRCの統合報告フレームワークの要素が取り入れられることで、IASBとISSBの作業のコネクティビティを強化する効果も考えられる。

ISSBは、ドイツのフランクフルトに本拠地を構えつつ、カナダのモントリオールに主要な機能を置く。さらに、サンフランシスコとロンドンにも拠点を構える。アジア・オセアニア地域の拠点については、東京と北京から申し出があり、現在検討中である。

ISSBの議長としてEmmanuel Faber氏(元ダノン取締役会議長兼CEO)が選任・任命され、2022年1月1日に着任した。その後、副議長としてSue Lloyd氏(現IASB副議長)が任命され、3月1日に着任予定である。続いて、他のISSBメンバーの選任が行われ、議長及び副議長を含め最大14人で構成されることになる。

※3 2021年11月公表のIFRS財団の定款では、IFRS会計基準とIFRSサステナビリティ開示基準を総称して「IFRS基準」とするとされている。

## 2 ISSBの基本的な方向性

IFRS財団は、ISSBの方向性として、以下の4点を示している<sup>※4</sup>。これらは、2020年のコンサルテーションの結果及びIOSCOからの提案を踏まえて打ち出されたものである。

### ① 投資家の意思決定に重要な情報に焦点を当てる。

ISSBでは、マルチステークホルダーが求める情報ではなく、投資家の意思決定に重要な情報、すなわち、企業価値に焦点を当てることとする。

### ② 気候関連情報開示基準の開発を優先する。

気候関連情報開示が特に緊喫に求められていることから、ISSBでは、まずは気候関連情報開示の基準開発に優先的に取り組むが、その他の環境・社会・ガバナンス(ESG)関連情報開示についても検討していく。

### ③ TCFD等の既存のフレームワークをベースとした基準を開発する。

ISSBは、TCFDをベースに基準開発を行う。2020年12月にはCDP、CDSB、GRI、IIRC、SASBの5団体が、TCFDをベースにした気候変動開示基準のプロトタイプを公表しているため、そのプロトタイプを基に気候変動に関する基準を開発する。

### ④ ビルディング・ブロック・アプローチを採用する。

ISSBがグローバルに一貫した比較可能なサステナビリティ報告の基準を設定し、各国では、ISSBの基準に加える形で、その国の状況に応じて、より広範な開示項目等を追加していくという考え方を採る。

上記③に関連して、2021年春、IFRS財団の下にTechnical Readiness Working Group (TRWG) が設立され、ISSB設立に先立ち、既存のサステナビリティ開示基準及びフレームワークをベースとしたサステナビリティ開示基準の開発の準備が進められた。

TRWGには、CDSB、TCFD、IASB、VRF及び世界経済フォーラム (WEF) が参加し、IOSCO及び国際公会計基準審議会 (IPSASB) もオブザーバーとして参加している。なお、GRI及びCDPとも、密接な連携がとられている。

そして2021年11月、ISSBの設立表明と併せて、TRWGが検討した「気候関連開示」<sup>※5</sup>と「サステナビリティ関連財務情報の開示に係る全般的な要求事項」<sup>※6</sup>に関するプロトタイプも公表された。ISSBは、TRWGのプロトタイプに基づき気候変動に関する基準の検討を進め、2022年3月までに公開草案を公表する予定である。

※4 IFRS財団ウェブサイト

<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/03/trustees-announce-strategic-direction-based-on-feedback-to-sustainability-reporting-consultation/> 参照

※5 IFRS財団ウェブサイト

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/groups/trwg/trwg-climate-related-disclosures-prototype.pdf> 参照

※6 IFRS財団ウェブサイト

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/groups/trwg/trwg-general-requirements-prototype.pdf> 参照

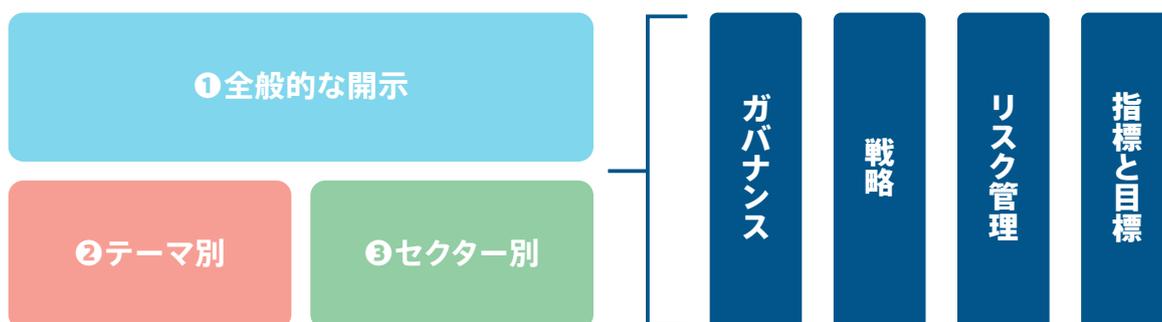
# 3 TRWGの検討事項の概要

## (1) サステナビリティ開示基準の全体像

今回公表されたプロトタイプ的前提として、まず、サステナビリティ開示基準の全体像を説明する。

TRWGでは、基準の全体の構成として、①全般的な開示に加えて、②テーマ別及び③セクター別の開示についても策定することを提案している(図表1参照)。

図表1 サステナビリティ開示基準の全体像



(出所) TRWG (2021)、Summary of the Technical Readiness Working Group's Programme of Workの9頁を筆者和訳

ここでいうテーマ別の基準とは、セクターを問わず企業価値に影響を与えるような内容に関する開示を規定するものである。「テーマ」の一例が気候変動であり、気候関連開示の基準は、このテーマ別基準の中で最初に設定されることになる。

また、セクター別の基準では、各セクターの企業価値に影響を与えるトピックを特定し、そのセクターの活動に応じた指標や開示項目を規定する。

そして、サステナビリティ開示は、TCFD提言で示される開示の4要素(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)を基礎とする。したがって、今後、公表されるテーマ別の基準においても、テーマごとにTCFD提言の4要素の開示項目を定めていく形となる。

こうした全体構成のうち、今回公表されたのは、①に該当する「サステナビリティ関連財務情報の開示に係る全般的な要求事項」のプロトタイプと、②に該当する「気候関連開示」のプロトタイプである。

## (2) サステナビリティ関連財務情報の開示に係る全般的な要求事項のプロトタイプ

サステナビリティ関連財務情報の開示に係る全般的な要求事項のプロトタイプは、上述の5団体から発行された気候変動開示基準のプロトタイプをベースとし、IAS第1号「財務諸表の表示」及びTCFD提言の内容も踏まえて作成されている。当該プロトタイプには、基準設定の目的、マテリアリティ（重要性）の定義、TCFD提言で示される4要素に基づく開示、比較可能性や結合性が確保された情報開示を行うための要件やガイダンスが記されている。

### ◆ 目的

サステナビリティ関連財務情報開示の目的は、一般目的財務報告の主要な利用者が、報告企業へ資金を提供するか意思決定を行う際に、当該企業がさらされる重大なサステナビリティ関連リスクと機会に関する情報を提供することである。本基準（案）は、企業が直面する重大なサステナビリティ関連リスクと機会に関するサステナビリティ関連財務情報の開示に関する要求事項を規定している。

### ◆ マテリアリティ（重要性）

サステナビリティにおけるマテリアリティ（重要性）の概念は、基本的にはIFRS会計基準における概念と一致しており、「サステナビリティ関連の財務情報は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が当該財務報告に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある」と定義している。

したがって、短期・中期・長期の将来キャッシュ・フローの価値、時期及び確実性について利用者が予測し、企業価値を評価する際に影響を与える要素は、重要な情報とされる。すなわち、以下のような項目が重要な情報に含まれる（ただし以下の項目に限定されない。）。

#### (a) 企業が社会及び環境に与える影響

（その影響が、当該企業の将来キャッシュ・フローに影響を与えると合理的に予想し得る場合）

#### (b) 発生可能性は低いが、企業の将来キャッシュ・フローに大きな影響を与える可能性が高い事象

### ◆ 報告企業の境界

報告企業の境界は、原則として、財務諸表とサステナビリティ関連財務情報開示とで一致させる。ただし、例えば、境界の外側のバリューチェーンに関する情報であっても、企業価値評価に影響を与える場合には開示する。

### ◆ 結合性

サステナビリティ関連財務情報は、その他の財務情報との関係性が明確になるように情報を配置することとされる。したがって、一般目的財務報告書の関連セクションの中で財務諸表に関する情報と共にサステナビリティ関連の情報が記載されるようなケースも想定される。

## ◆ 全般的な開示要件

サステナビリティに関する開示は、原則として、TCFD提言の4要素(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)に焦点を当てて開示する。このように4要素を利用した情報提供を求めることにより、企業間の一貫性と比較可能性が向上することが期待される。4要素の開示は、以下のように定められている。

- ① ガバナンス：報告企業のサステナビリティ関連のリスクと機会に関するガバナンスのプロセス、管理、及び手続
- ② 戦略：短期・中期・長期にわたって企業のビジネスモデルと戦略に影響を与える可能性のあるサステナビリティ関連のリスクと機会
- ③ リスク管理：サステナビリティに関するリスクの特定、評価、管理、軽減の方法
- ④ 指標と目標：サステナビリティ関連のリスクと機会に関するパフォーマンスを管理及びモニタリングするために使用される情報

## ◆ その他

サステナビリティ関連財務情報の開示に係る全般的な要求事項プロトタイプに含まれるその他の内容は、図表2を参照されたい。

図表2 サステナビリティ関連財務情報の開示に係る全般的な要求事項プロトタイプのその他の内容  
(抜粋)

小項目	概要
比較情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当年度と前年度の指標・実績を合わせて開示</li> <li>● 最新の見積りを反映(更新による数値の変動とその理由も開示)</li> </ul>
報告頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則1年、財務諸表と同期間を対象に、同時に開示</li> <li>● 中間的報告を否定しない。</li> </ul>
報告媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サステナビリティ開示基準で要求される情報は、一般目的財務報告の一部として開示</li> <li>● サステナビリティ関連財務開示は経営者による説明(一般目的財務報告を形成する場合)に含めることができる。</li> <li>● 他媒体との相互参照が可能。参照先の情報も一般目的の財務報告に含まれる。</li> <li>● 参照先の情報も、財務報告と同一機関、同一責任主体の下で作成</li> </ul>
公正な開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サステナビリティ関連のリスクと機会について、公正に開示</li> <li>● 対応基準がないテーマについても、企業の判断に基づき、公正な開示を実施</li> </ul>
見積りと不確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 見積りによる開示も、適切に説明を付す限り、有用性を損ねない。</li> </ul>

(出所) TRWG (2021)、General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype  
を基に筆者作成

### (3) 気候関連開示プロトタイプ

気候関連開示プロトタイプは、TCFD提言の内容に基づいて作成された上述の5団体による気候変動開示基準のプロトタイプをベースとし、IOSCOが2021年6月に公表したレポートの内容、さらにはTCFDが2021年10月に公表した実務ガイダンスの改訂の内容も含んでいる。

気候関連開示プロトタイプは、その目的を下記のように定めた上で、TCFD提言の4要素に関する開示内容を示している(図表3参照)。

#### ◆ 目的

気候関連開示の要求事項の目的は、気候関連のリスクと機会へのエクスポージャーに関する情報開示を企業に求めることにより、情報利用者の以下の対応を可能とすることである。

- 気候関連のリスクと機会が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響の判断に加え、短期・中期・長期の将来キャッシュ・フローの価値、時期及び確実性、ひいては企業価値の評価
- 気候関連のリスクと機会に対応するための経営陣によるリソースの利用方法及びそれに付随するインプット・活動・アウトプット・アウトカムの理解
- 気候関連のリスクと機会に事業計画、ビジネスモデル、オペレーションを適応させる企業の能力の評価

図表3に示すTCFD提言の4要素の中で記載する内容のうち、特徴的な点として、「ガバナンス」の中でガバナンス機関と経営者の双方に関する開示を求めている点等が挙げられるが、特に注目したいのは、「指標と目標」に関する開示項目である。指標については、①全企業対象の指標、②セクター別の指標、及び③経営陣が独自に設定する指標を開示することとされる(図表3の「指標と目標」参照)。このような3段階での指標を設定することにより、比較可能性を担保しつつ、各企業のマテリアリティに応じた指標の設定も可能となる。①全企業対象の指標に含まれる7つのカテゴリーは、2021年のTCFDの附属書の改訂内容を取り入れている。このカテゴリーのうち、温室効果ガス(GHG)排出に関して、本プロトタイプでは、スコープ1及びスコープ2だけでなくスコープ3の開示まで求めている。スコープ3に関する開示は、TCFDでも強く推奨するとされているものの、全企業が開示すべき項目とはなっておらず、また、そもそもスコープ3の把握はバリューチェーン全体の排出データを入手する必要があるため、非常に困難といわれている。したがって、スコープ3の開示が基準の中で必須の開示項目となるかどうかも今後注目されるポイントといえよう。②セクター別の指標は、SASB基準で定められる指標をベースとしており、11セクター68業種について、それぞれ各業種に特有の指標が設定されている。

図表3 気候関連開示プロトタイプの概要

小項目	概要
ガバナンス	気候関連のリスクと機会に関する <b>ガバナンス機関及び経営者による</b> ガバナンスのプロセス、管理及び手続 <ul style="list-style-type: none"> <li>●気候リスクと機会に責任を負う機関</li> <li>●当該機関の専門性・能力</li> <li>●当該機関が気候関連の報告を受けるプロセス・頻度</li> <li>●全体的な経営監督における気候リスクと機会の考慮の方法</li> <li>●気候リスクと機会の評価における経営者の役割</li> </ul>
戦略	気候関連のリスクと機会に対処するための戦略 <ul style="list-style-type: none"> <li>●ビジネスモデル、戦略及び短期・中期・長期のキャッシュ・フローに影響を与える可能性のある重大なリスクと機会</li> <li>●決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響並びに短期・中期・長期に予想される効果</li> <li>●気候関連リスクに対する当該企業の戦略のレジリエンス</li> </ul>
リスク管理	気候関連リスクの特定、評価、管理、軽減の方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>●気候関連リスクの特定プロセス</li> <li>●重要度の評価プロセス(影響の大きさ・発生可能性の評価、優先順位付け)</li> <li>●各リスクに関するモニタリング、管理、軽減の方法</li> <li>●企業全体のリスク管理プロセスへの統合</li> </ul>
指標と目標	重要な気候関連のリスク・機会管理に関する指標と目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>●指標の種類 ①全企業対象の指標 ②セクター別の指標 ③経営陣が独自に設定する指標</li> <li>●目標について ①絶対値か原単位か ②サイエンスベースか ③時間軸 ④基準年 ⑤中間目標</li> </ul>

カテゴリー	開示すべき指標
(1) GHG排出	スコープ1、2、3のGHG排出量・原単位
(2) 移行リスク	移行リスクに脆弱な資産や事業活動の金額・割合
(3) 物理的リスク	物理的リスクに脆弱な資産や事業活動の金額・割合
(4) 気候関連の機会	気候関連の機会に関連する収益・資産・事業活動の割合
(5) 資金の分配	気候関連のリスクと機会に関する資本的支出・融資・投資額
(6) 内部炭素価格	組織内部で用いられるGHG排出1トン当たりの価格
(7) 報酬	気候関連事項と連動した経営陣の報酬の割合

SASB基準をベースにした  
11セクター68業種ごとの指標

(出所)TRWG(2021)、Climate-related Disclosures Prototypeを基に筆者作成

#### (4) 基準設定のための概念上のガイドライン

TRWGは、ISSBの概念上のガイドラインについても検討した。

まず、基準の十分な理解を促し、適用する基準が存在しない場合にも一貫した報告実務が可能となるように、全般的な要求事項のプロトタイプに概念上のガイドラインを反映させることとした。例えば、全般的な要求事項のプロトタイプは、重要性の概念の適用及びサステナビリティ関連財務情報開示の報告の境界に関する要求事項を含み(3(2)参照)、その付録ではサステナビリティ関連財務情報開示の質的特性(図表4参照)を定めている。

図表4 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性



(出所)TRWG(2021)、General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype 付録Dを基に筆者作成

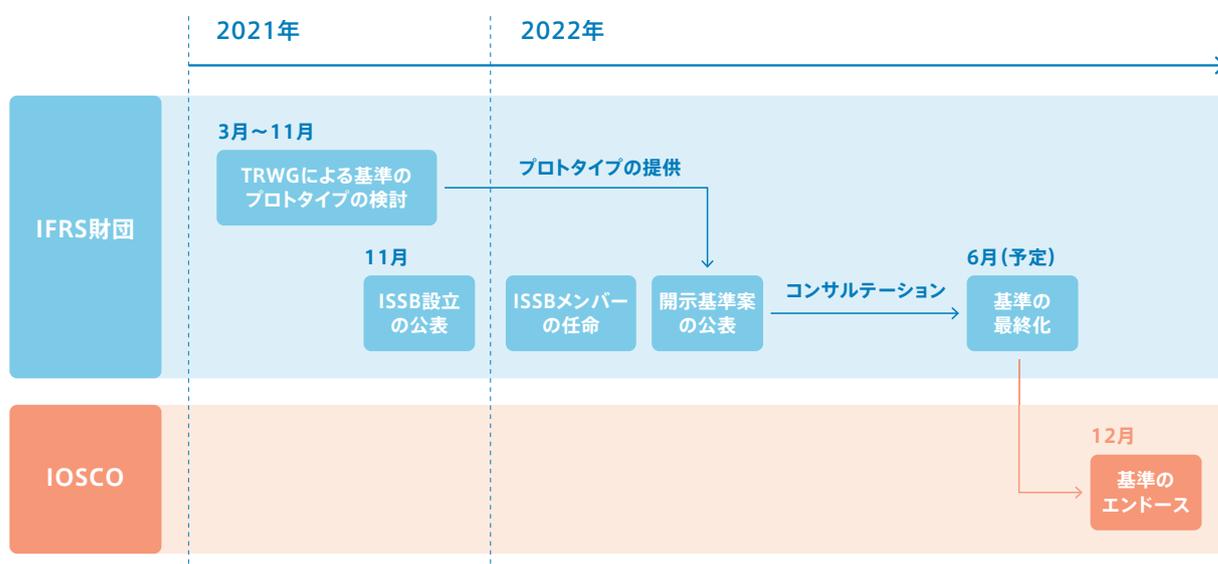
また、TRWGは、ISSBが概念上のガイドラインを、いずれはIASBの財務報告の概念フレームワークと同様の役割を果たす概念フレームワークに進展させることを勧告している。将来的にIASBの概念フレームワークとISSBの概念フレームワークが共通の利用者及び目的により結合されることを前提とすると、TRWGはIASBの概念フレームワークの大部分がISSBに直接適用できる、または、サステナビリティ関連財務情報に対応するような調整を行うことで適用できることを確認した。

IASBの概念フレームワークの内容に適応すべき点も識別された。こうした調整により、ISSBが一貫性と比較可能性を確保したサステナビリティ関連財務情報開示に対する資本市場のニーズに対処する基準を開発し維持することが可能となる。

# 4 今後の動き

今後の動きとしては、前述のとおり、ISSBの活動は、議長と副議長の任命後すぐに開始され、TRWGから提出されたプロトタイプに基づく基準案のコンサルテーションが開始される予定である。コンサルテーションの後には、IFRS財団のデュープロセスに従った手続を経て、2022年6月に最終化することを目指す。続いて、IOSCOでその基準の内容を検討し、2022年末までに基準のエンドースを決定する予定となっている\*7(図表5参照)。

図表5 今後の予定



(出所)IFRS財団及びIOSCOからの公表資料\*8を基に筆者作成

\*7 <https://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEWS625.pdf>

\*8 IFRS財団ウェブサイト

<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/ifrs-foundation-announces-issb-consolidation-with-cdsb-vrf-publication-of-prototypes/>

IOSCO (2021) Report on Sustainability-related Issuer Disclosures

IOSCO (2021) IFRS Foundation's International Sustainability Standards Board on the Right Track, says IOSCO

(<https://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEWS625.pdf>)

(執筆者)

日本公認会計士協会 研究員

公認会計士 鶴野 智子



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

業務本部 企業情報開示グループ

102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

☎ TEL:03-3515-1138 ☎ FAX:03-3515-1167

<https://jicpa.or.jp>